

【別紙】変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条（条文省略） （機 関）</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条（現行どおり） （機 関）</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 （削除） (3)会計監査人</p>
<p>第 5 条～第 20 条の 3（条文省略）</p>	<p>第 5 条～第 20 条の 3（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 （員 数）</p> <p>第 21 条 当銀行の取締役は、10 名以内とする。 (新設)</p> <p>（選任方法）</p> <p>第 22 条 当銀行の取締役は、株主総会において選任する。 ②～③（条文省略）</p> <p>（任 期）</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第 24 条 取締役会の招集権者および議長は、取締役会の定める取締役会規程による。 ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるとき</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 （員 数）</p> <p>第 21 条 当銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。 ② 当銀行の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</p> <p>（選任方法）</p> <p>第 22 条 当銀行の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役（以下、「監査等委員でない取締役」という。）を区分して、株主総会の決議によって選任する。 ②～③（現行どおり）</p> <p>（任 期）</p> <p>第 23 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第 24 条 取締役会の招集権者および議長は、取締役会の定める取締役会規程による。 ② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これ</p>

<p>は、さらに、これを短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会は、<u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。</u></p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 27 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を若干名選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (条文省略) (新設)</p>	<p>を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会は、<u>取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。</u></p> <p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 27 条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を若干名選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 29 条 (現行どおり) (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第 30 条 取締役会は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (員 数)</p> <p>第 30 条 <u>当銀行の監査役は、5 名以内とする。</u> (選任方法)</p> <p>第 31 条 <u>当銀行の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した者の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(常勤の監査役)	(削除)
第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
(監査役会の招集通知)	(削除)
第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。	
ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。	
② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。	
(監査役会規程)	(削除)
第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	
(監査役の報酬等)	(削除)
第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	
(監査役との責任限定契約)	(削除)
第 37 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集)
	第 31 条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。
	② 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、さらに、これを短縮することができる。
	③ 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときには、招集手続を経ないで開くことができる。
(新設)	(常勤の監査等委員)
	第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会規程)
	第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第 38 条～第 40 条 (条文省略)	第 34 条～第 36 条 (現行どおり)